

札幌市犯罪被害者等支援金及び日常生活等支援に関する要綱

(令和 2 年 7 月 28 日市民文化局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、札幌市犯罪被害者等支援条例（令和 7 年条例第 4 号。以下「条例」という。）第 8 条の規定に基づき、犯罪被害者等の経済的負担の軽減及び精神的に受けた影響からの回復に寄与するために実施する犯罪被害者等支援金（以下「支援金」という。）の支給及び日常生活等支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する行為（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 37 条第 1 項本文、第 39 条第 1 項又は第 41 条の規定により罰せられない行為を含み、同法第 35 条又は第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡若しくは重傷病（犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であってその後の死亡又は重傷病の原因となり得るものを含む。）又は不同意性交等若しくは監護者性交等（以下これらを「性犯罪」という。）を受けること（未遂を含む。）をいう。
- (3) 重傷病 負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養に 1 月以上の期間を要するものをいう。
- (4) 市民 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者又はやむを得ず本市の住民基本台帳に記録されずに市内に居住している者をいう。
- (5) 支援金 第 4 条の規定により支給する金銭をいう。
- (6) 助成金 第 5 条から第 14 条までの規定により支給する金銭をいう。

（遺族又は家族の範囲）

第3条 支援金の支給及び日常生活等支援を受けることができる犯罪被害者の遺族又は家族は、犯罪行為が行われた時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者若しくは犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップ（札幌市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（平成29年3月31日付け市長決裁）第2条第2項に規定するパートナーシップをいう。以下同じ。）の関係にあった者
- (2) 犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

（支援金の支給）

第4条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する犯罪被害者又はその遺族に対して、支援金を支給するものとする。

- (1) 犯罪被害を警察への被害届等により客観的に確認できること。
- (2) 犯罪行為が行われた時において市民であったこと。
- (3) 犯罪被害者の遺族にあっては、第3項の規定による第1順位の遺族（以下「第1順位遺族」という。）であること。

2 支援金は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、それぞれ同表の中欄に掲げる者に対して、同表の右欄に掲げる額を一時金として支給する。ただし、関係機関等から支援金と同種の金銭給付を受けた場合にあつては、同表の右欄に掲げる額から当該金銭給付の額を控除した額を支給するものとする。

遺族支援金	犯罪被害者の第1順位遺族	300,000 円
重傷病支援金	犯罪行為により重傷病を負った者	100,000 円
性犯罪被害支援金	性犯罪を受けた者	

3 遺族支援金の支給を受けるべき遺族の順位は、前条各号の順序とし、同条第2号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。この場合において、第1順位遺族となる者が複数あるときは、当該遺族が協議を行い、当該遺族のいずれか1

人を代表者として定めなければならない。

- 4 前項の規定に関わらず、前条各号に掲げる遺族が協議を行い、第1順位遺族以外の者を代表者として決定した場合は、当該代表者に遺族支援金を支給することができる。
- 5 重傷病支援金又は性犯罪被害支援金の支給を受けた者が、当該支援金の支給に係る犯罪被害に起因して死亡した場合は、当該死亡した者の第1順位遺族に対し、遺族支援金として200,000円を支給する。
- 6 性犯罪を受け、及び当該性犯罪により重傷病を負った者に対して支給する支援金については、重傷病支援金又は性犯罪被害支援金のいずれかとする。

(家事又は介護等に関するサービス費用の助成)

第5条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する犯罪被害者等が家事又は介護等に関するサービスを利用した場合は、それに要した費用を当該犯罪被害者等に対して助成するものとする。ただし、当該犯罪被害者等が家事又は介護等に関するサービスを利用した際に、介護保険法（平成9年法律第123号）その他の法令による給付等を受ける場合は、当該費用の額から、当該給付等の額を控除した額を助成するものとする。

- (1) 犯罪被害を警察への被害届等により客観的に確認できること。
- (2) 犯罪行為が行われた時において市民であったこと。
- (3) 犯罪被害を受けたことにより、犯罪被害者等が家事又は介護等を行うことに支障が生じていること。
- (4) 家事又は介護等に関するサービスを利用する時において市民であること。
- (5) 次に掲げる者のいずれかに該当するものであること。

ア 犯罪被害者の遺族

イ 犯罪行為により重傷病を負った者若しくは性犯罪を受けた者又はこれらの者の家族

- 2 前項の規定による助成は、犯罪被害者等が利用した家事又は介護等に関するサービスに要した費用の実費額(当該サービスの利用30分当たり1,500円を上限とする。)を支給するものとする。
- 3 第1項の規定による助成を受けることができる家事又は介護等に関するサ

サービスの時間数は、一の犯罪被害（一の犯罪行為により複数の犯罪被害が発生している場合にあっては、いずれかの犯罪被害）に係る第1項第2号から第5号までのいずれにも該当する全ての犯罪被害者等を通じて72時間（関係機関等から当該助成と同種の助成を受けたことがある場合にあっては、72時間から当該同種の助成に係るサービスの時間数を除いた時間数）までとする。

4 第1項の規定による助成の対象となる家事又は介護等に関するサービスの内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 調理、洗濯、掃除等の家事
- (2) 食事、排泄、入浴等の介護
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

5 前項各号に掲げるサービスは、当該サービスの提供を業とする事業者から提供されたもので、かつ、原則として、第1項の規定による助成を受ける犯罪被害者等の住居において行われたものでなければならない。

（配食サービス費用の助成）

第6条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する犯罪被害者等が配食サービスを利用した場合は、それに要した費用を当該犯罪被害者等に対して助成するものとする。ただし、関係機関等の制度等により配食サービスの提供を受ける場合にあっては、当該費用の額から当該助成により受けた助成金の額を控除した額を助成するものとする。

- (1) 犯罪被害を警察への被害届等により客観的に確認できること。
- (2) 犯罪行為が行われた時において市民であったこと。
- (3) 犯罪被害を受けたことにより、犯罪被害者等が健康の維持等を図るための食事を用意することに支障が生じていること。
- (4) 配食サービスを利用する時において市民であること。
- (5) 次に掲げる者のいずれかに該当するものであること。

ア 犯罪被害者の遺族

イ 犯罪行為により重傷病を負った者若しくは性犯罪を受けた者又はこれらの者の家族

- 2 前項の規定による助成は、犯罪被害者等が利用した配食サービスに要した費用の実費額（当該サービスの利用 1 食当たり 1,000 円を上限とする。）を支給するものとする。
- 3 第 1 項の規定による助成を受けることができる配食サービスの利用は、一の犯罪被害（一の犯罪行為により複数の犯罪被害が発生している場合にあっては、いずれかの犯罪被害）に係る第 1 項第 2 号から第 5 号までのいずれにも該当する全ての犯罪被害者等を通じて 60 食（関係機関等から当該助成と同種の助成を受けたことがある場合にあっては、関係機関等からの助成に係るサービスの配食数を除いた配食数）までとする。
- 4 第 1 項の規定による助成の対象となる配食サービスは、当該サービスの提供を業とする事業者から提供されたものでなければならない。

（一時保育費用の助成）

第 7 条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する犯罪被害者等が、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 12 第 1 項に規定する一時預かり事業（以下「一時保育」という。）を利用した場合は、それに要した費用を当該犯罪被害者等に対して助成するものとする。

- (1) 犯罪被害を警察への被害届等により客観的に確認できること。
- (2) 犯罪行為が行われた時において市民であったこと。
- (3) 犯罪被害を受けたことにより、犯罪被害者等がその監護している小学校就学の始期に達するまでの者（以下「子ども」という。）を家庭において保育することに支障が生じていること。
- (4) 一時保育を利用する時において市民であること。
- (5) 次に掲げる者のいずれかに該当するものであること。

ア 犯罪被害者の遺族

イ 犯罪行為により重傷病を負った者若しくは性犯罪を受けた者又はこれらの者の家族

- 2 前項の規定による助成は、犯罪被害者等が利用した一時保育に要した費用の実費額（当該一時保育の利用 1 日（一の世帯が一時保育を利用した一の日）当たり 3,000 円に一時保育を受けた子どもの人数を乗じて得た額を上限とす

る。)を支給するものとする。ただし、関係機関等の制度等により一時保育の利用に要した費用に対する助成等を受ける場合にあっては、当該実費額から当該助成等の額を控除した額を支給するものとする。

- 3 第1項の規定による助成を受けることができる一時保育の日数は、一の犯罪被害(一の犯罪行為により複数の犯罪被害が発生している場合にあっては、いずれかの犯罪被害)に係る第1項第2号から第5号までのいずれにも該当する全ての犯罪被害者等を通じて10日(関係機関等から当該助成と同種の助成を受けたことがある場合にあっては、10日から当該同種の助成に係る一時保育の日数を除いた日数)までとする。

(教育関係費用の助成)

第8条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する犯罪被害者等が、教育関係費(家庭で行う教育サービス等や学校等への送迎を含む。以下同じ。)を負担する場合は、その費用を助成するものとする。ただし、関係機関等から当該助成と同種の助成を受けることができる場合は、当該費用から当該同種の助成の額を控除した額を支給するものとする。

- (1) 犯罪被害を警察への被害届等により客観的に確認できること。
- (2) 犯罪被害を受けたことにより、犯罪被害者等が扶養及び監護する学齢期の就学中の子の通学が困難となっていること。
- (3) 教育関係費を負担する時において市民であること。
- (4) 次に掲げる者のいずれかに該当するものであること。

ア 犯罪被害者の遺族

イ 犯罪行為により重傷病を負った者若しくは性犯罪を受けた者又はこれらの者の家族

- 2 前項の規定による助成は、犯罪被害者等が負担した教育関係費の実費額(前項第2号の子1人あたり50,000円を上限とする。)を支給するものとする。ただし、関係機関等から当該助成と同種の助成を受けたことがある場合にあっては、当該実費額から当該同種の助成の額を控除した額を支給するものとする。

(転居費用の助成)

第9条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する犯罪被害者等が犯罪行為が行われた時に居住していた住居（以下「従前の住居」という。）から転居した場合は、それに要した費用を当該犯罪被害者等に対して助成するものとする。

- (1) 犯罪被害を警察への被害届等により客観的に確認できること。
- (2) 従前の住居又はその付近において犯罪行為が行われたことその他の犯罪行為により従前の住居に居住し続けることが困難な事情があったと認められること。
- (3) 犯罪行為が行われた時において市民であったこと。
- (4) 次に掲げる者のいずれかに該当するものであること。

ア 犯罪行為が行われた時において、当該犯罪行為により死亡した犯罪被害者と同居していた遺族

イ 犯罪行為により重傷病を負った者又は性犯罪を受けた者

ウ 前ア及びイに掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 前項の規定による助成は、犯罪被害者等が従前の住居からの転居に要した費用の実費額（200,000円を上限とする。）を支給するものとする。ただし、本市以外の機関等から当該助成と同種の助成を受けた場合にあっては、本市以外の機関等から受けた助成の価額の限度において、助成金を支給しない。

3 第1項の規定による助成を受けることができる転居の回数は、一の犯罪被害につき1回までとする。

4 第1項の規定による助成の対象となる費用は、引越事業者又は不動産事業者等に支払ったものであって、次に掲げるものとする。

- (1) 家財等の運送及び荷造り等のサービスに係る費用
- (2) 敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、保証料、日割家賃その他の新たな住居に入居する際に要した初期費用
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(ハウスクリーニング費用の助成)

第10条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する犯罪被害者等

がハウスクリーニングを行った場合は、それに要した費用を当該犯罪被害者等に対して助成するものとする。ただし、当該犯罪被害者等が、ハウスクリーニングに要した費用に対して本市以外の機関等から助成を受けることができる場合にあっては、当該費用から当該助成の額を控除した額を支給するものとする。

- (1) 犯罪被害を警察への被害届等により客観的に確認できること。
- (2) 犯罪被害者が居住する住居において犯罪行為が行われ、著しい汚損が生じていたこと。
- (3) 犯罪行為が行われた時において市民であったこと。
- (4) 次に掲げる者のいずれかに該当するものであること。

ア 犯罪被害者の遺族

イ 犯罪行為により重傷病を負った者若しくは性犯罪を受けた者又はこれらの者の家族

- 2 前項の規定による助成は、犯罪被害者等がハウスクリーニングに要した費用の実費額（300,000円を上限とする。）を支給するものとする。
- 3 第1項の規定による助成を受けることができるハウスクリーニングの回数は、一の犯罪被害につき1回までとする。
- 4 第1項の規定による助成の対象となる費用は、血液の貯留又は飛散、遺体の腐敗による異臭等の著しい汚損の除去に要したものとする。

（家賃の助成）

第11条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する犯罪被害者等が従前の住居から転居した場合は、当該転居後の住居（以下「新たな住居」という。）に居住するために要した家賃を当該犯罪被害者等に対して助成するものとする。

- (1) 犯罪被害を警察への被害届等により客観的に確認できること。
- (2) 犯罪行為が行われた時において市民であったこと。
- (3) 従前の住居又はその付近において犯罪行為が行われたことその他の犯罪行為により従前の住居に居住し続けることが困難な事情があったと認められることにより、従前の住居から転居したこと。

- (4) 従前の住居が、居住するために借り受け、家賃の支払いが必要となる物件ではなかったこと。
- (5) 新たな住居が、親族等が所有する物件ではないこと。
- (6) 新たな住居が本市の区域内に所在するものであること。
- (7) 次に掲げる者のいずれかに該当するものであること。

ア 犯罪行為が行われた時において、当該犯罪行為により死亡した犯罪被害者と同居していた遺族

イ 犯罪行為により重傷病を負った者又は性犯罪を受けた者

ウ 前ア及びイに掲げる者のほか、市長が必要と認める者

- 2 前項の規定による助成は、犯罪被害者等が新たな住居に居住するために要した家賃の実費額（1月当たり 30,000 円を上限とする。）を支給するものとする。
- 3 第1項の規定による助成を受けることができる期間は、犯罪行為が行われた日の属する月の翌月の初日（犯罪行為が行われた日が月の初日であるときは、その日）から起算して1年を経過する日までとする。

（精神医療費用の助成）

第 12 条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する犯罪被害者等が、病院、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設（以下「医療提供施設」という。）において、心理的外傷その他深刻な精神的不調に対する医療（外来によるものに限る。）を受けた場合は、それに要した費用を当該犯罪被害者等に対して助成するものとする。

- (1) 犯罪被害を客観的に確認できること。
- (2) 犯罪行為が行われた時において市民であったこと。
- (3) 心理的外傷その他深刻な精神的不調が、犯罪行為に起因して生じていること。
- (4) 医療提供施設で医療を受ける時において市民であること。
- (5) 次に掲げる者のいずれかに該当するものであること。

ア 犯罪被害者の遺族

イ 犯罪行為により重傷病を負った者若しくは性犯罪を受けた者又はこれ

らの者の家族

- 2 前項の規定による助成は、原則として、犯罪被害者等が医療保険の適用を受けて医療提供施設に支払った一部負担金の実費額を支給するものとする。ただし、医療保険の適用を受けることができない特段の事情がある場合において、医療保険の適用を受けずに医療を受けたときは、当該医療を受けるために要した費用に10分の3を乗じて得た額を支給するものとする。
- 3 第1項の規定による助成を受けることができる日数は、犯罪被害者等1人当たり1年につき12日（関係機関等から当該助成と同種の助成を受けたことがある場合にあっては、12日から当該同種の助成に係る日数を除いた日数）までとする。

（カウンセリング費用の助成）

第13条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する犯罪被害者等が、病院、診療所その他の医療機関の精神科若しくは心療内科等（以下「医療機関」という。）又はカウンセラーが所属する事業所（以下「カウンセリング事業所」という。）において、心理的外傷その他深刻な精神的不調に対するカウンセリング（医療保険の適用を受けることができない外来によるものに限る。以下同じ。）を受けた場合は、それに要した費用を当該犯罪被害者等に対して助成するものとする。ただし、関係機関等から当該助成と同種の助成を受けることができる場合は、当該費用から当該同種の助成の額を控除した額を支給するものとする。

- (1) 犯罪被害を客観的に確認できること。
- (2) 犯罪行為が行われた時において市民であったこと。
- (3) 心理的外傷その他深刻な精神的不調が、犯罪行為に起因して生じていること。
- (4) 医療機関又はカウンセリング事業所でカウンセリングを受ける時ににおいて市民であること。
- (5) 次に掲げる者のいずれかに該当するものであること。

ア 犯罪被害者の遺族

イ 犯罪行為により重傷病を負った者若しくは性犯罪を受けた者又はこれ

らの者の家族

- 2 前項の規定による助成は、犯罪被害者等が利用したカウンセリングに要した費用の実費額（当該カウンセリングの利用1回当たり10,000円を上限とする。）を支給するものとする。
- 3 第1項の規定による助成を受けることができる回数は、犯罪被害者等1人当たり1年につき12回（関係機関等から当該助成と同種の助成を受けたことがある場合にあっては、12回から当該同種の助成に係る回数を除いた回数）までとする。
- 4 第1項の規定による助成の対象となるカウンセリングは、公認心理師、臨床心理士その他これらと同等の資格を有するカウンセラーにより行われたものでなければならない。
- 5 第1項の規定による助成を受ける場合に、医療機関において医師による診療を受けているときは、カウンセリングの利用について当該医師の了解を得なければならない。

（犯罪行為に関する真相究明に要した費用の助成）

第14条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する犯罪被害者等が、犯罪行為に関する情報の提供を公衆に求めること、犯罪被害に係る裁判を傍聴することその他これらに準ずる犯罪行為に関する真相究明に寄与すると市長が認めた犯罪被害者等の行為（以下「真相究明行為」という。）を行った場合は、それに要した費用を当該犯罪被害者等に対して助成するものとする。ただし、関係機関等から当該助成と同種の助成を受けることができる場合にあっては、当該費用から当該同種の助成の額を控除した額を支給するものとする。

- (1) 犯罪被害を警察への被害届等により客観的に確認できること。
- (2) 犯罪行為が行われた時において市民であったこと。
- (3) 真相究明行為を行う時において市民であること。
- (4) 次に掲げる者のいずれかに該当するものであること。

ア 犯罪被害者の遺族

イ 犯罪行為により重傷病を負った者若しくは性犯罪を受けた者又はこれ

らの者の家族

- 2 前項の規定による助成は、犯罪行為（一の犯罪行為により複数の犯罪被害が発生している場合にあっては、いずれかの犯罪被害）に関する真相究明に要した費用の実費額（一の犯罪被害に係る前項第2号から第4号のいずれにも該当する全ての犯罪被害者等を通じて1年につき100,000円を上限とする。）を支給するものとする。ただし、関係機関等から当該助成と同種の助成を受けたことがある場合にあっては、当該実費額から当該同種の助成の額を控除した額を支給するものとする。

（支援金又は助成金の支給を行わないことができる場合）

第15条 次に掲げる場合には、支援金又は助成金の支給を行わないことができる。

- (1) 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は支援金若しくは助成金の支給を受ける者と加害者との間に親族関係があったとき。ただし、当該親族関係が破綻していたと認められる場合その他の支援金又は助成金の支給を行わないことが社会通念上適切でないと認められる特段の事情がある場合は、この限りでない。
- (2) 犯罪被害者又は支援金若しくは助成金の支給を受ける者に、当該犯罪行為を教唆し、若しくは幫助する行為、過度の暴行若しくは脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為、当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為その他の当該犯罪被害につき、その責めに帰すべき行為があったとき。
- (3) 犯罪被害者又は支援金若しくは助成金の支給を受ける者が、暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団密接関係者（暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）であるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、支援金又は助成金の支給を行うことが社会通念上適切でないと認められるとき。

（支援金又は助成金の支給の申請）

第 16 条 支援金又は助成金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、札幌市犯罪被害者等支援金・助成金支給申請書（様式 1）及び犯罪被害に関する申立書（様式 2）により市長に申請しなければならない。この場合において、申請者は、原則として事前に本市（市民文化局地域振興部区政課）に相談するものとする。

2 前項の申請書には、第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項、第 8 条第 2 項、第 9 条第 2 項、第 10 条第 2 項、第 11 条第 2 項、第 12 条第 2 項、第 13 条第 2 項又は第 14 条第 2 項の実費額の支払いを証する領収書その他の支払費用の内容を証明することができる書類及び次の表の左欄に掲げる支援金又は助成金の支給の申請を行う場合に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類を添えなければならない。

遺族支援金の支給の申請を行うとき	(1) 犯罪行為が行われた時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類 (2) 申請者（犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及び犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者を除く。）と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書 (3) 申請者が、犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
重傷病支援金又は性犯罪被害支援金の支給の申請を行うとき	(1) 犯罪行為が行われた時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類 (2) 重傷病支援金の支給の申請を行う場合にあつては、犯罪被害者が負った傷害又は疾病が重傷病に該当することを証明することができる医師の診断書

家事又は介護等に関するサービス費用に係る助成金の支給の申請を遺族が行うとき	(1) 犯罪行為が行われた時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類 (2) 家事又は介護等に関するサービスを利用した時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類 (3) 申請者（犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及び犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者を除く。）と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書 (4) 申請者が、犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
家事又は介護等に関するサービス費用に係る助成金の支給の申請を犯罪被害者又はその家族が行うとき	(1) 犯罪行為が行われた時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類 (2) 家事又は介護等に関するサービスを利用した時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類 (3) 犯罪行為により重傷病を負った者又はその家族が申請を行う場合にあっては、犯罪被害者が負った傷害又は疾病が重傷病に該当することを証明することができる医師の診断書 (4) 犯罪被害者の家族（犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及び犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者を除く。）が申請を行う場合にあっては、申請者と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

	(5) 犯罪被害者の家族が申請を行う場合であって、申請者が、犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
配食サービス費用に係る助成金の支給の申請を遺族が行うとき	(1) 犯罪行為が行われた時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類 (2) 配食サービスを利用した時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類 (3) 申請者（犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及び犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者を除く。）と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書 (4) 申請者が、犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
配食サービス費用に係る助成金の支給の申請を犯罪被害者又はその家族が行うとき	(1) 犯罪行為が行われた時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類 (2) 配食サービスを利用した時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類 (3) 犯罪行為により重傷病を負った者又はその家族が申請を行う場合にあつては、犯罪被害者が負った傷害又は疾病が重傷病に該当することを証明することができる医師の診断書 (4) 犯罪被害者の家族（犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及び犯罪被害者とパートナーシップの関係にあ

	った者を除く。)が申請を行う場合にあっては、申請者と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書 (5) 犯罪被害者の家族が申請を行う場合であって、申請者が、犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
一時保育費用に係る助成金の支給の申請を遺族が行うとき	(1) 犯罪行為が行われた時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類 (2) 一時保育を利用した時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類 (3) 申請者（犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及び犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者を除く。）と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書 (4) 申請者が、犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
一時保育費用に係る助成金の支給の申請を犯罪被害者又はその家族が行うとき	(1) 犯罪行為が行われた時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類 (2) 一時保育を利用した時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類 (3) 犯罪行為により重傷病を負った者又はその家族が申請を行う場合にあっては、犯罪被害者が負った傷害又は疾病が重傷病に該当することを証明することができる医師の診断書

	(4) 犯罪被害者の家族（犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及び犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者を除く。）が申請を行う場合にあっては、申請者と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書 (5) 犯罪被害者の家族が申請を行う場合であって、申請者が、犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
教育関係費用に係る助成金の支給の申請を遺族が行うとき	(1) 犯罪行為が行われた時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類 (2) 教育関係費を負担した時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類 (3) 申請者（犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及び犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者を除く。）と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書 (4) 申請者が、犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
教育関係費用に係る助成金の支給の申請を犯罪被害者又はその家族が行うとき	(1) 犯罪行為が行われた時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類 (2) 教育関係費を負担した時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類 (3) 犯罪行為により重傷病を負った者又はその家族

	が申請を行う場合にあっては、犯罪被害者が負った傷害又は疾病が重傷病に該当することを証明することができる医師の診断書 (4) 犯罪被害者の家族（犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及び犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者を除く。）が申請を行う場合にあっては、申請者と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書 (5) 犯罪被害者の家族が申請を行う場合であって、申請者が、犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
転居費用に係る助成金の支給の申請を遺族が行うとき	(1) 犯罪行為が行われた時における申請者の住所又は居所及び申請者と犯罪被害者が、犯罪行為が行われた時に同居していたことを証明することができる書類 (2) 申請者（犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及び犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者を除く。）と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書 (3) 申請者が、犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
転居費用に係る助成金の支給の申請	(1) 犯罪行為が行われた時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類

を犯罪被害者が行うとき	(2) 犯罪行為により重傷病を負った者が申請を行う場合にあっては、犯罪被害者が負った傷害又は疾病が重傷病に該当することを証明することができる医師の診断書
ハウスクリーニング費用に係る助成金の支給の申請を遺族が行うとき	(1) 犯罪行為が行われた時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類 (2) 申請者（犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及び犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者を除く。）と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書 (3) 申請者が、犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
ハウスクリーニング費用に係る助成金の支給の申請を犯罪被害者又はその家族が行うとき	(1) 犯罪行為が行われた時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類 (2) 犯罪行為により重傷病を負った者又はその家族が申請を行う場合にあっては、犯罪被害者が負った傷害又は疾病が重傷病に該当することを証明することができる医師の診断書 (3) 犯罪被害者の家族（犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及び犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者を除く。）が申請を行う場合にあっては、申請者と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書 (4) 犯罪被害者の家族が申請を行う場合であって、申請者が、犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、

	事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
家賃に係る助成金の支給の申請を遺族が行うとき	(1) 犯罪行為が行われた時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類 (2) 申請時における申請者の住所又は居所及び申請者と犯罪被害者が犯罪行為が行われた時に同居していたことを証明することができる書類 (3) 申請者（犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及び犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者を除く。）と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書 (4) 申請者が、犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類 (5) 従前の住居に係る登記事項証明書 (6) 新たな住居に係る賃貸借契約書等
家賃に係る助成金の支給の申請を犯罪被害者が行うとき	(1) 犯罪行為が行われた時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類 (2) 申請時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類 (3) 犯罪行為により重傷病を負った者が申請を行う場合にあつては、犯罪被害者が負った傷害又は疾病が重傷病に該当することを証明することができる医師の診断書 (4) 従前の住居に係る登記事項証明書 (5) 新たな住居に係る賃貸借契約書等

精神医療費用に係る助成金の支給の申請を遺族が行うとき	(1) 犯罪行為が行われた時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類 (2) 医療提供施設で医療を受けた時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類 (3) 申請者（犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及び犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者を除く。）と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書 (4) 申請者が、犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
精神医療費用に係る助成金の支給の申請を犯罪被害者又はその家族が行うとき	(1) 犯罪行為が行われた時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類 (2) 医療提供施設で医療を受けた時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類 (3) 犯罪行為により重傷病を負った者又はその家族が申請を行う場合にあっては、犯罪被害者が負った傷害又は疾病が重傷病に該当することを証明することができる医師の診断書 (4) 犯罪被害者の家族（犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及び犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者を除く。）が申請を行う場合にあっては、申請者と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書 (5) 犯罪被害者の家族が申請を行う場合であって、申請者が、犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、

	事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
カウンセリング費用に係る助成金の支給の申請を遺族が行うとき	(1) 犯罪行為が行われた時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類 (2) 医療機関又はカウンセリング事業所でカウンセリングを受けた時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類 (3) 申請者（犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及び犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者を除く。）と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書 (4) 申請者が、犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類 (5) 医療機関において医師による診療を受けている者が申請を行う場合にあっては、当該医師の紹介状その他カウンセリングの利用について当該医師の了解を得ていることを証明することができる書類
カウンセリング費用に係る助成金の支給の申請を犯罪被害者又はその家族が行うとき	(1) 犯罪行為が行われた時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類 (2) 医療機関又はカウンセリング事業所でカウンセリングを受けた時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類 (3) 犯罪行為により重傷病を負った者又はその家族が申請を行う場合にあっては、犯罪被害者が負った傷害又は疾病が重傷病に該当することを証明する

	ことができる医師の診断書 (4) 犯罪被害者の家族（犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及び犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者を除く。）が申請を行う場合にあっては、申請者と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書 (5) 犯罪被害者の家族が申請を行う場合であって、申請者が、犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類 (6) 医療機関において医師による診療を受けている者が申請を行う場合にあっては、当該医師の紹介状その他カウンセリングの利用について当該医師の了解を得ていることを証明することができる書類
犯罪行為に関する真相究明に要した費用に係る助成金の支給の申請を遺族が行うとき	(1) 犯罪行為が行われた時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類 (2) 真相究明行為を行った時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類 (3) 申請者（犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及び犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者を除く。）と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書 (4) 申請者が、犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

犯罪行為に関する真相究明に要した費用に係る助成金の支給の申請を犯罪被害者又はその家族が行うとき	(1) 犯罪行為が行われた時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類 (2) 真相究明行為を行った時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類 (3) 犯罪行為により重傷病を負った者又はその家族が申請を行う場合にあっては、犯罪被害者が負った傷害又は疾病が重傷病に該当することを証明することができる医師の診断書 (4) 犯罪被害者の家族（犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及び犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者を除く。）が申請を行う場合にあっては、申請者と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書 (5) 犯罪被害者の家族が申請を行う場合であって、申請者が、犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
--	---

（申請の期限）

第 17 条 前条の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間を経過したときは、することができない。ただし、やむを得ない理由により当該期間を経過する前に当該申請をすることができなかつたと市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 支援金並びに次号及び第 3 号に規定する助成金以外の助成金の支給の申請 犯罪行為が行われた日から起算して 1 年を超えない期間
- (2) 精神医療費用又はカウンセリング費用に係る助成金の支給の申請 犯罪行為が行われた日から起算して 3 年を超えない期間
- (3) 犯罪行為に関する真相究明に要した費用に係る助成金の支給の申請 犯

罪行為が行われた日から起算して5年を超えない期間

(支給の決定)

第18条 第16条第1項の規定による申請があった場合には、市長は、速やかに、支援金又は助成金を支給し、若しくは支給しない旨の決定を行わなければならない。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、速やかに札幌市犯罪被害者等支援金・助成金支給決定通知書（様式3）又は札幌市犯罪被害者等支援金・助成金支給申請却下通知書（様式4）により、その内容を申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の決定を行うため必要があると認めるときは、申請者その他の関係人に対して、報告をさせ、若しくは文書その他の物件を提出させ、又は関係機関等に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(支給の決定の取消し)

第19条 市長は、支援金又は助成金を支給する旨の決定を受けた者が支給を受ける資格がないと判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

2 市長は、支援金又は助成金を支給する旨の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すものとする。

(支援金又は助成金の返還)

第20条 市長は、前条の規定により決定を取り消した場合において、既に支援金又は助成金が支給されているときは、当該支援金又は助成金を返還させるものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市民文化局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日以降に行われた犯罪行為による犯罪被害者等について適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 5 日から施行する。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和 7 年 4 月 1 日（次項において「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第 8 条及び第 16 条の規定は、施行日以後に行われる犯罪行為により生じる犯罪被害に係る犯罪被害者等について適用する。